

一宮市告示第204号

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、別紙の通り令和8年度固定資産税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部資産税課で保管しており、申し出によりいつでも交付します。

令和8年4月10日

一宮市長 中野 正康

